

# 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会表彰規程

(目的)

**第1条** この規程は、本県の障がい者スポーツの振興に貢献した者を表彰し、その功績をたたえるとともに障がい者スポーツの振興に資することを目的とする。

(表彰の種類)

**第2条** 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特別功労賞
- (2) 功労賞
- (3) 優秀指導者賞
- (4) 優秀選手・チーム賞
- (5) 全国障害者スポーツ大会優秀選手・チーム賞

(対象期間)

**第3条** 当該年度の実績に対し表彰するものとする。

- 2 当該年度の期間は、岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）事業年度に同じとする。
- 3 実績年数を基準とする場合は、当該年度を含むものとする。

(表彰候補者の推薦等)

**第4条** 本会会長（以下「会長」という。）及び県内各市町村並びに関係団体等（以下「推

薦者」という。）は、実績のある者を調査し推薦することができる。

- 2 市町村及び関係団体等が推薦する場合は、別に定める日までに本会宛必要書類を提出しなければならない。

(被表彰者の決定等)

**第5条** 推薦のあった者のうち、表彰に値すると認められる者（以下「被表彰者」という。）は理事会で決定し、会長が表彰する。

(表彰の時期及び方法)

**第6条** 表彰は毎年度末に行うものとする。

- 2 多くの関係者等が参集するなどの機会がある場合はこれを利用して行い、その際は前項の限りとしない。
- 3 被表彰者には、表彰状及び記念品を授与する。

(その他)

**第7条** この規程に定める表彰の種類以外で功績のあった者については、会長が推薦し理事会の議決を経て感謝状等を贈呈することができる。

- 2 感謝状等の贈呈時期については、前条第1項の限りとしない。
- 3 表彰候補者の推薦基準及びその他表彰に係る必要な事項は別に定める。
- 4 複数種類の表彰に値すると認められる場合は、いずれか上位の種類で表彰する。ただし、全国障害者スポーツ大会優秀選手・チーム賞はこの限りとしない。

## 附 則

この規程は、平成26年10月15日から施行し、平成26年度から適用する。

## 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会表彰に係る内規

### 1 各賞の推薦基準は次のとおりとする。

#### (1) 特別功労賞

障がい者スポーツの振興、発展に対し、特に顕著な功労のあった者。

ア 当該年度（単年度）に100万円以上の金品を寄贈された者。

イ パラリンピック、デフリンピック等でメダルを獲得し、県の名声を高めた者。

ウ 本会の運営及び事業実施に対し、10年以上の功労がある者。

（「岐阜県障害者スポーツ協会」からの継続的な功労は年数に含む。）

エ ウにより一度表彰された者は表彰しない。

#### (2) 功労賞

障がい者スポーツの振興、又は地域や各種団体等スポーツの発展に尽力し、顕著な功労のあった者。

ア 当該年度（単年度）に30万円以上の金品を寄贈された者。

イ パラリンピック、デフリンピック等に出場、もしくはアジアパラ競技大会等（日本パラリンピック委員会より日本代表として派遣された大会）でメダルを獲得し、県の名声を高めた者。

ウ 本会の事業運営に対し6年以上の功労がある者。

（「岐阜県障害者スポーツ協会」からの継続的な功労は年数に含む。）

エ 障がい者スポーツに係る活動（競技協会、クラブ、サークル等）や、地域の障がい者スポーツ振興に対し6年以上の功労がある者。

オ ウ及びエにより一度表彰された者は表彰しない。

#### (3) 優秀指導者賞

ア 全国的レベル規模以上の大会で入賞した選手・チームの育成・指導に、5年以上携わった指導者。

イ 一度表彰された者は表彰しない。ただし、指導した対象者（選手・チーム）が異なった場合はこの限りとしめない。

#### (4) 優秀選手・チーム賞

ア アジアパラ競技大会等（日本パラリンピック委員会より日本代表として派遣された大会）に出場した選手及びチーム。

イ 全国的レベル規模以上の大会（全国障害者スポーツ大会を除く）で入賞した選手及びチーム。

ウ 全国的レベル規模以上の大会（全国障害者スポーツ大会を除く）で大会新記録を樹立した選手。

#### (5) 全国障害者スポーツ大会優秀選手・チーム賞

ア 全国障害者スポーツ大会の正式競技に出場し、上位3位以内に入賞した選手及びチーム。

イ 全国障害者スポーツ大会の正式競技に出場し、大会新記録を樹立した選手。

ウ 全国障害者スポーツ大会のオープン競技出場に係る戦績は対象としめない。

- 2 表彰対象となる実績年数は通算することができる。
- 3 単年度実績に係る表彰については、特別な場合を除き原則さかのぼらない。

4 推薦者の「関係団体等」は以下のとおりとする。

- (1) 本会の理事会を構成する団体
- (2) 本会の正会員及び賛助会員に登録する団体
- (3) 公益財団法人岐阜県スポーツ協会及びそれに加盟する競技団体等
- (4) その他、会長が認めた団体

5 表彰の方法は以下のとおりとする。

- (1) 個人の場合は、表彰状及び記念品を授与する。
- (2) 団体（チーム）の場合は、団体（チーム）に表彰状を授与し、構成する個人に対し記念品を授与する。
- (3) 同一年度内の被表彰者の数は、概ね次のとおりとする。

ア 特別功労賞	5名程度
イ 功労賞	10名程度
ウ 優秀指導者賞	10名程度
エ 優秀選手・チーム賞	戦績による
オ 全国障害者スポーツ大会優秀選手・チーム賞	戦績による
カ ア～ウに係る推薦者が多数の場合は、人数を制限又は調整する場合がある。	

6 その他

- (1) 規程に示す「者」とは、個人及び団体（チーム）をいう。
- (2) 規程に示す「必要書類」とは、本会が指定する様式（推薦書(様式1)及び功績調書(様式2又は様式2-2)）並びに表彰の種類に応じ、その功績がわかるもの（新聞記事、大会プログラム・大会結果等）をいう。
- (3) 規程に示す「入賞」とは、各種競技大会の取扱いに準ずるものとする。